



2022年2月28日

各 位

会社名 株式会社メドレー  
代表者名 代表取締役社長 瀧口 浩平  
(コード番号：4480 東証マザーズ)  
問合わせ先 取締役コーポレート本部長 田丸 雄太  
TEL. 03-6372-1265

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第13期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

- 1 当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条(目的)に事業目的を追加するものです。
- 2 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。  
遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。  
なお、バーチャルオンリー株主総会の開催に関する定款変更に関し、一部の議決権行使助言会社により懸念が呈されている件については、当社としても十分に審議を重ねたうえ、本提案は、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するものであり、当社と株主の皆さまとの間の有意義な対話を妨げるものではないと判断しており、本議案が承認可決された場合には、株主の皆さまとの十分な対話の確保を前提に、株主総会の開催方法を機動的かつ柔軟に決定してまいります。  
また、当社は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に基づき、場所の定めのない株主総会を開催できる定款変更について経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- 3 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款変更するものであります。
  1. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  2. 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  3. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(変更前定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  4. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. ～4. (省略) (新設)</p> <p>5. ～17. (省略)</p> <p>第13条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 (新設)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. ～4. (現行どおり) <u>5. 医療、介護、保育等の人材育成のための教育研修事業</u> 6. ～18. (現行どおり)</p> <p>第13条 (招集) <u>1 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</u> <u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (削除)</p> <p><u>第15条 (電子提供措置等)</u> <u>1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>1 変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生予定日

2022年3月25日(金)  
2022年3月25日(金)

以 上